「北のハイグレード食品」等マーク使用規程

（目的）

第１条　この規程は、北海道経済部食関連産業局食産業振興課（以下「食産業振興課」という。）が所管する次のマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

（１）　「北のハイグレード食品」マーク

（２）　「北のハイグレード食品＋（プラス）」マーク

（３）　「北のハイグレード食品Ｓ（セレクション）」マーク

（４）　「北のハイグレード食品２０２０」マーク

（５）　「北のハイグレード食品２０２１」マーク

（６）　「北のハイグレード食品２０２２」マーク

（７）　「北のハイグレード食品２０２３」マーク

（８）　「北のハイグレード食品２０２４」マーク

（９）　「北のハイグレード食品２０２５」マーク

（１０）「北のハイグレード食品２０２６」マーク

（事務処理）

第２条　マークの使用に関する事務は、食産業振興課が行う。

（使用対象）

第３条　マークの使用は、次の場合について認める。

・選定商品パッケージに使用する場合

・選定商品のＰＲツールに使用する場合

（マークの仕様）

第４条　マークの仕様は、別記によるものとする。

（使用手続）

第５条　マークの使用を希望する者は、事前に、別記様式１の「北のハイグレード食品」等マーク使用届出書を食産業振興課に届け出るとともに、マーク表示後の商品等を速やかに提出しなければならない。

２　マークを取得した商品の内容を変更する際は、別記様式２の「北のハイグレード食品」等仕様変更書を食産業振興課に提出し、食産業振興課はマークの使用継続の可否を関係者と協議し、その結果を提出者に通知するものとする。

（誤認の防止）

第６条　マーク使用事業者は消費者等に誤認させるような方法でマークを使用してはならない。

（使用の取消）

第７条　次の各号に該当する事由が発生したと認定したときは、食産業振興課がマークの使用を取り消すことができる。

⑴ 選定商品の品質が低下したとき

⑵ 選定商品の内容に著しく変更があったとき

⑶ マーク使用事業者に、信用失墜行為があったとき

⑷ マーク使用事業者がマークを不正に使用したとき

⑸ マーク使用事業者がマークの仕様を意図的に変更したとき

⑹ 第６条に該当すると食産業振興課が認めたとき

⑺ 食産業振興課がマークの使用の終了を決定したとき

（事故、苦情等の処理）
第８条　マークを使用した商品の品質・内容に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに、必要な措置を講じなければならない。
２　前項に規定する事故等について、北海道は一切の責を負わないものとする。

（その他）
第９条　この規程に定めのない事項については、その都度、食産業振興課と関係者による協議を行い定める。

附　則
この規程は平成２６年２月１４日より施行する。
この規程は平成２９年３月３日より施行する。
この規定は令和元年５月１日より施行する。
この規定は令和元年８月１日より施行する。
この規程は令和２年４月１日より施行する。
この規程は令和３年３月１日より施行する。
この規程は令和４年３月１日より施行する。
この規程は令和５年２月15日より施行する。
この規程は令和６年２月１４日より施行する。
この規程は令和７年２月１０日より施行する。
この規定は令和８年２月１２日より施行する。

■「北のハイグレード食品」等マークの仕様

１．形　状
次のとおり

「北のハイグレード食品」マーク

「北のハイグレード食品＋」マーク

「北のハイグレード食品 S」マーク

「北のハイグレード食品 2020」マーク

「北のハイグレード食品 2021」マーク

「北のハイグレード食品 2022」マーク

「北のハイグレード食品 2023」マーク

「北のハイグレード食品 2024」マーク

「北のハイグレード食品 2025」マーク

「北のハイグレード食品 2026」マーク

２．留意事項

・このマークのシグネチャー（組合せ方）は、変形・改造しないこと。

別記様式１

年　　月　　日

「北のハイグレード食品」等マーク使用届出書

１　届出者について

企業名または店舗名	
住所	
事業の内容	
担当者所属部署	
担当者職氏名	
電話／FAX 番号	
E－mail	

２　マークを使用する商品等

⑴個別商品

商品名	
表示方法（シール添付、直接印刷 等）	
使用を希望するマーク （希望するものに〇印）	①北のハイグレード食品　⑥北のハイグレード食品 2022 ②北のハイグレード食品＋　⑦北のハイグレード食品 2023 ③北のハイグレード食品 S　⑧北のハイグレード食品 2024 ④北のハイグレード食品 2020　⑨北のハイグレード食品 2025 ⑤北のハイグレード食品 2021　⑩北のハイグレード食品 2026

⑵広報印刷物・映像媒体

広報印刷物・映像媒体名称	
掲載商品	
使用方法・目的	
表示方法（シール添付、直接印刷 等）	
使用を希望するマーク （希望するものに〇印）	①北のハイグレード食品　⑥北のハイグレード食品 2022 ②北のハイグレード食品＋　⑦北のハイグレード食品 2023 ③北のハイグレード食品 S　⑧北のハイグレード食品 2024 ④北のハイグレード食品 2020　⑨北のハイグレード食品 2025 ⑤北のハイグレード食品 2021　⑩北のハイグレード食品 2026

添付書類：個別商品等への表示イメージ、印刷物等の構成案

※ 表示後の商品・印刷物等（現物）については、速やかに提出すること。

《届出先》　北海道経済部食関連産業局食産業振興課ブランド推進係
住所：〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
TEL：011-204-5138　FAX：011-232-8860

別記様式２

年　　月　　日

「北のハイグレード食品」等仕様変更書

１　申出者

企業名	
変更商品（選定年）	
変更理由	
担当者職氏名	
電話／FAX 番号 E－mail	

２　変更内容

項目	旧商品	新商品
商品名		
容量		
販売価格		
原材料		
パッケージ		
その他変更点		

※リニューアル後の商品のサンプルも提出ください。

《届出先》　北海道経済部食関連産業局食産業振興課ブランド推進係
住所：〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
TEL：011-204-5138　FAX：011-232-8860